

行政手続きに関する押印、書面規制等の見直しについて（方針）

令和 3 年（2021 年）1 月 15 日部長会議決定

1. 趣旨

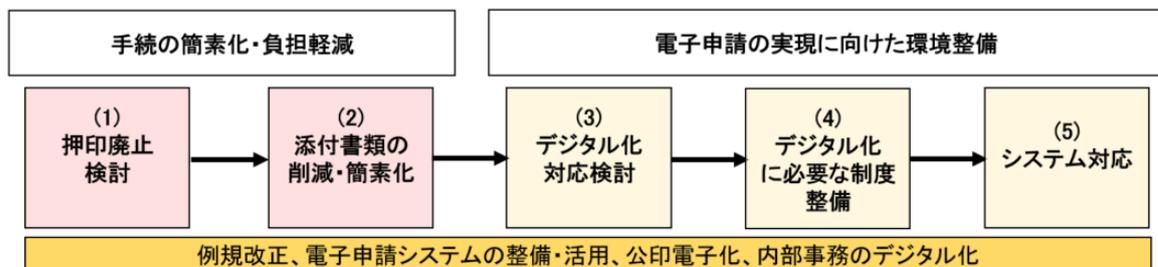
行政のデジタル化の動向を踏まえ、市の行政改革大綱において ICT 技術を活用した業務の効率化・高度化等の推進を図ることを掲げています。本市が目指すスマート自治体に向けた段階の 1 つとして、「押印」「署名」「書面規制」等の見直しに全庁をあげて取り組みます。

また、この取り組みにより業務の効率化を図り、市民の負担軽減・行政サービスの向上につなげることを目的とします。

2. 基本方針

原則として、すべての行政手続きにおいて、押印・書面・対面を不要とする体制の構築を目指し、デジタル化・ペーパーレス化に向けた取り組みを推進する。

まず、市独自の手続で廃止可能な押印については、令和 2 年度中に見直しを実施する。



共通する作業

- ①全ての行政手続の洗い出し
- ②根拠法令の確認
- ③根拠法令の規定を踏まえた対応方針検討

(1) 押印等の見直し

- 市民による申請等の手続きをはじめとして、会計・人事などの内部手続きも含めて押印(署名)を廃止する。(例：各種申請書や請求書等の押印廃止、出勤簿の押印廃止 等)
- 押印(署名)の廃止とあわせて、原則手続きのデジタル化を推進。本人確認が必要な手続きについては、マイナンバーカードを用いた電子申請等を整備。※紙手続きと共存

判断基準

- ①例規等に根拠がない押印や署名は、原則廃止
- ②例規等に基づき押印を求めている書面については、求めている押印の種類、行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえたうえで
 - i. 押印や署名の趣旨に合理的理由があるか
 - ii. 押印や署名の趣旨を他の手段により代替することが可能か(本人確認の方法など)
 等について検討し、真に必要な場合を除き廃止

(2) 電子申請等の推進(書面規制の見直し)

- 行政手続きの原則デジタル化を進め、各種申請・届出・報告・通知などの添付書類の削減・簡素化を図る。

(例：電子申請共同運営システムの利用、公共施設の利用予約等手続のオンライン化、手数料・利用料納付におけるキャッシュレス決済の導入 等)

○マイナポータル・ぴったりサービスの一層の活用を図るとともに、汎用電子申請システムの整備など環境整備に取り組む。マイナポータル・ぴったりサービスの活用については、令和2年度中に子育て、介護分野における利用可能手続を拡大する。

3. 具体的取組とスケジュール

令和2年度中 検証

(1) 押印の見直し 【総務課・財政課マネジメント推進室】

①市が独自に実施する手続き

- ・行政手続きに関する押印、書面規制等の見直し方針（案）協議（R3. 1月）
- ・庁内協議 部長会議（方針協議）（R3. 1月）
- ・押印や署名を求める書面現況調査（棚卸作業）（R3. 1月～3月）
- ・行政改革推進委員会に報告・集中審議（R3. 3月）
- ・議会に取組状況を報告（R3. 3月）

②国の法令・県条例等に基づく手続

- ・各府省から発出されるガイドラインや県の方針等を踏まえ適宜見直しする。（R3. 7月～）
- ・見直しにおいて支障が生じる場合は、国や県への要望を検討（R3. 8月）

(2) 電子申請等の推進【情報政策課ICT推進室・総務課・関係課・財政課マネジメント推進室】

- ・見直しにかかる調査結果、国における法令改正の状況を踏まえ、各手続きにおけるデジタル化の対応方針を決定（R3. 3月）対応方針に従い、順次制度整備を実施（令和3年度前半を目途に整備完了）

◆押印の見直しと電子申請化のロードマップ

年度	R2年度		R3年度				R4年度以降
	12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
押印がある申請書類の見直し		押印書類棚卸作業		例規改正(一括も検討)	国の制度改正・ガイドライン等を踏まえた押印書類の再度見直し		定期調査の実施
電子申請		実証実験(県・市町共同)	例規改正		電子申請開始		
		マイナンバーぴったりサービス拡充			県・市町共同事業による検証済の手続きより開始し、順次拡大		
キャッシュレス			窓口手数料キャッシュレス検討		窓口手数料キャッシュレス実証		
公印のデジタル化					電子署名への対応		
行政文書内部事務					電子決裁の対応・文書登録の電子化対応		